

## 省エネ法関係省令・告示改正一覧

### (省令)

- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令74号）
- ・エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則（昭和59年通商産業省令第15号）
- ・エネルギー管理講習に関する規則（平成11年通商産業省令第48号）
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定する指定試験機関を指定する省令（平成13年経済産業省令129号）
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定する指定講習機関を指定する省令（平成13年経済産業省令第131号）
- ・電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和40年通商産業省令第52号）
- ・自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令（昭和54年通商産業省、運輸省令第3号）
- ・建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号）
- ・生産工程効率化等設備に関する命令（令和3年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第3号）
- ・建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省、国土交通省令第3号）

### (告示)

- ・ビデオテープレコーダーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成11年通商産業省告示第196号）
- ・ストーブのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成14年経済産業省告示第432号）
- ・石油温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成14年経済産業省告示第435号）
- ・ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成16年経済産業省告示第315号）
- ・ガス温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成16年経済産業省告示第316号）
- ・ジャー炊飯器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成18年経済産業省告示第62号）
- ・電子レンジのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成18年経済産業省告示第63号）
- ・貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法（平成18年経

済産業省告示第66号)

- ・エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号）
- ・電気便座のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成19年経済産業省告示第288号）
- ・自動販売機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成19年経済産業省告示第289号）
- ・ディー・ブイ・ディー・レコーダーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成19年経済産業省告示第290号）
- ・工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第66号）
- ・エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成21年経済産業省告示第213号）
- ・ルーティング機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成21年経済産業省告示第226号）
- ・スイッチング機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成21年経済産業省告示第227号）
- ・テレビジョン受信機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成22年経済産業省告示第24号）
- ・照明器具のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成22年経済産業省告示第54号）
- ・特定事業者又は認定管理統括事業者のうち鉱業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針（平成22年経済産業省告示第68号）
- ・磁気ディスク装置のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成22年経済産業省告示第75号）
- ・住宅の窓を製造し、又は輸入する事業を行う者が当該窓の断熱性に係る品質の一般消費者への情報提供のための表示に関し講ずべき措置に関する指針（平成22年経済産業省告示第119号）
- ・租税特別措置法施行規則第五条の七第二項第二号等の規定を実施するため、経済産業大臣の行う確認に関する手続きを定める件（平成23年経済産業省告示231号）
- ・変圧器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成24年経済産業省告示第71号）
- ・複写機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成25年経済産業省告示第33号）

- ・電気冷蔵庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成25年経済産業省告示第34号）
- ・電気冷凍庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成25年経済産業省告示第35号）
- ・複合機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成25年経済産業省告示第36号）
- ・プリンターのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成25年経済産業省告示第37号）
- ・電気温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成25年経済産業省告示第38号）
- ・電球のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成25年経済産業省告示第235号）
- ・断熱材の性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等（平成25年経済産業省告示第270号）
- ・工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針（平成25年経済産業省告示第271号）
- ・交流電動機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成26年経済産業省告示第218号）
- ・サッシの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等（平成26年経済産業省告示第234号）
- ・複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等（平成26年経済産業省告示第235号）
- ・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第三十条第五号に規定する別に告示する要件（平成28年経済産業省告示第247号）
- ・ショーケースのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成29年経済産業省告示第30号）
- ・連携省エネルギー計画の作成のための指針（平成30年経済産業省告示第230号）
- ・荷主連携省エネルギー計画の作成のための指針（平成30年経済産業省告示第231号）
- ・電子計算機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成31年経済産業省告示第69号）
- ・事業者が自主的に行う技術の提供、助言、事業の連携等による他の者のエネルギーの使用の合理化の促進に寄与する取組に係る報告の様式を定めた件（令和4年経済産業省告示第83号）
- ・旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準（平成18年経済産業省、国土交通省告示第6号）
- ・貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準（平成18

年経済産業省、国土交通省告示第7号)

- ・平成二十年国土交通省告示第五百十五号（平成20年国土交通省告示第515号）
- ・乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成25年経済産業省、国土交通省第2号）
- ・平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第五号（平成25年経済産業省、国土交通省告示第5号）
- ・荷主における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針（平成25年経済産業省、国土交通省告示第9号）
- ・貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用貨物輸送事業者の指針（平成26年経済産業省、国土交通省告示第2号）
- ・旅客の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用旅客輸送事業者の指針（平成26年経済産業省、国土交通省告示第3号）
- ・貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成27年経済産業省、国土交通省告示第1号）
- ・貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する荷主の判断の基準（平成30年経済産業省、国土交通省告示第3号）
- ・エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第二条第三項各号のエネルギー環境適合製品（平成22年農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第1号）
- ・特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者のうち専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針（平成22年財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第1号）
- ・特定事業者又は認定管理統括事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針（平成22年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第1号）
- ・特定事業者又は認定管理統括事業者のうち上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針（平成22年厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号）